

FOMCで量的金融緩和のさらなる縮小を決定

2014年1月30日

<市場予想通り量的金融緩和の縮小を決定>

1月28-29日(現地)に開催されたFOMC(米国連邦公開市場委員会)で、量的金融緩和の100億ドルの縮小が決定されました。FRB(米国連邦準備制度理事会)は昨年12月に量的金融緩和の縮小開始を決定し、今年の1月からMBS(住宅ローン担保証券)と国債の購入総額を従来の月850億ドルから750億ドルに減額していますが、今回の措置で2月から月650億ドルのペースでの購入となります。

フォワード・ガイダンスの変更はなく、政策金利も据え置かれました。また、声明文中、金融政策に係る記述は資産購入の金額の変更を除き実質的に同一でしたし、景気認識や見通しに係る記述も小幅な修正にとどまりました。

全会一致での決定であったことを含め、今回の措置は市場予想通りで、サプライズはありません。

<「既定路線」を印象付けることで不必要な憶測を排除>

2013年12月に量的金融緩和の縮小開始を決定した際、バーナンキ議長は記者会見で、縮小のペースについて、「今後2014年のほとんどを通じて同様の緩やかなステップで」との表現で会合ごとの100億ドルの縮小を示唆しましたが、今回のFOMCの決定はそれに沿ったものです。

米国経済は昨年後半以降成長が明確に加速しており、2014年中は3%程度での安定的な成長が見込まれます。経済指標の極端な上振れや下振れが続くようであれば、量的金融緩和の縮小は今後も「既定路線」通りに淡々と進むと考えられます。

経済見通しに応じて量的金融緩和の規模を微調整する不確かなメリットと比較すれば、「既定路線」を印象付けることで、FOMCが近づく度に量的金融緩和の縮小に係る不必要な憶測で市場の変動が高まることを抑えるメリットの方がはるかに大きいと考えられます。特に今回はバーナンキ議長にとって最後のFOMCであり、議長交代に伴う不必要な憶測を排除する意味でも、「既定路線」を印象付けることが有意義でした。イエレン新議長にうまくバトンが繋がったと言えます。

当資料のお取り扱いにおけるご注意

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和投資信託により作成されたものであり、勧誘を目的としたものではありません。■当資料は、各種の信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。■当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は当資料作成時点のものであり、将来の成果を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。■当資料中における運用実績等は、過去の実績および結果を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

販売会社等についてのお問い合わせ⇒大和投資信託 フリーダイヤル 0120-106212(営業日の9:00~17:00) HP <http://www.daiwa-am.co.jp/>

大和投資信託

Daiwa Asset Management

<新興国発のリスク回避も金融政策の正常化を妨げず>

先週末以降、新興国発のリスク回避の動きが継続していますが、要因のほとんどは新興国の側にあり、米国経済に変調が生じているわけではありません。株価の暴落でもない限り、今後も米国経済への影響は限定的と考えられます。昨年半ばの新興国通貨安は米国の長期金利の上昇が引き金でしたが、今回はリスク回避で米国の長期金利が低下しているように、因果関係は逆です。FRBも同様の認識からか、声明文でも最近の市場動向に係る記述は全くありませんでした。

まさに新興国の自助努力が求められるわけで、実際、トルコ、インド、南アフリカは今週に入り通貨防衛の目的で利上げを実施しました。しかし、米国経済が堅調さを保つ中では、FRBが金融政策の正常化過程を犠牲にしてまで新興国通貨安に対処する大義は認められません。繰り返しになりますが、量的金融緩和の縮小は今後も「既定路線」通りに淡々と進み、今年終盤には完了すると想定します。それに連れて、年明け後低下している米国の長期金利も再び上昇基調に復するでしょう。

米国10年国債利回り



ドル円



以上

※1ページ目の「当資料のお取り扱いにおけるご注意」をよくお読みください。

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.20750%（但し、最低 2,625 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等 ： 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会